

○西東京市中等度難聴児発達支援補聴器購入費助成金交付要綱

西東京市中等度難聴児発達支援補聴器購入費助成金交付要綱

第1 目的

この要綱は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付の対象とならない中等度難聴児（第2第1項第3号に定める程度の聴力の児童をいう。以下同じ。）に対し、新たに補聴器を購入する費用又は耐用年数経過後に補聴器を更新する費用（以下これらを「購入費用」という。）の一部を助成する西東京市中等度難聴児発達支援補聴器購入費助成金（以下「助成金」という。）を市が交付することにより、中等度難聴児の言語の習得及び生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

第2 対象者

助成金の交付の対象となる中等度難聴児（以下「対象児」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、対象児が属する世帯において、助成金の交付の申込みをする月の属する年度（4月から6月までにあつては前年度）の市区町村民税所得割の課税額が46万円以上である者がいる場合は、当該対象児は、助成金の交付の対象としない。

- (1) 西東京市に住所を有する18歳未満の者
- (2) 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付の対象とならない聴力に障害がある者
- (3) 両耳の平均聴力がおおむね30デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する者

2 前項の規定にかかわらず、市長が助成金の交付が特に必要であると認めた者については、助成金の交付の対象とすることができる。

第3 対象補聴器

助成金の交付の対象となる補聴器は補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）別表の1の(5)に規定する基本構造を満たす補聴器とし、補聴器の種類、1台当たりの基準価格（以下「基準価格」という。）及び耐用年数は別表のとおりとする。

第4 補聴器の台数

助成金の交付の対象となる補聴器の台数は、医師の診断により装用効果が高いとされる片耳分の1台を原則とする。ただし、市長が対象児の教育上、生活上等において特に必要と認めた場合は、両耳分として2台とすることができる。

第5 算定基礎額及び助成額

助成金の算定の基礎となる額（以下「算定基礎額」という。）は、購入費用として市長が必要と認めた額と別表の基準価格とを比較して少ない額とする。ただし、第4ただし書の規定により両耳に装用する場合の算定基礎額は、左右の耳に装用する補聴器それぞれについて購入費用として市長が必要と認めた額と別表に規定する基準価格を比較して少ない額とする。

2 助成金の額は、予算の範囲内とし、算定基礎額の10分の9（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）に相当する額とする。ただし、助成金の交付を受けようとする対象児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下「申請者」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯又は市区町村民税非課税世帯に属する場合の助成金の額は、算定基礎額の10分の10とする。

第6 交付申請

申請者は、補聴器の購入又は更新をする前に、西東京市中等度難聴児発達支援補聴器購入費助成金申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事が定める耳鼻咽喉科の医師、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（耳鼻咽喉科）の医師又は当該対象児の主治の医師たる耳鼻咽喉科医師が、当該対象児の聴力検査等を実施し、交付する西東京市中等度難聴児発達支援補聴器購入費助成金交付意見書（以下「意見書」という。）

(2) 意見書に基づいて補聴器の販売事業者（以下「補聴器業者」という。）が作成した見積書

(3) その他市長が必要と認める書類

第7 決定

市長は、第6の規定により提出された申請書の内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、西東京市中等度難聴児発達支援補聴器購入費助成金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知し、西東京市中等度難聴児発達支援補聴器購入費助成金支給券（以下「支給券」という。）を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果により助成金を交付しないことを決定したときは、西東京市中等度難聴児発達支援補聴器購入費助成金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により助成金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）の購入した補聴器が別表の耐用年数の欄に規定する期間を経過するまでは、助成金の交付の決定を行わないものとする。ただし、災害等交付決定者の責任によらない事情により亡失した場合又は修理不能により補聴器の使用が困難となった場合は、この限りでない。

第8 購入の方法等

交付決定者は、交付決定通知書に記載された補聴器業者に支給券を提示し、補聴器を購入するものとする。

第9 助成金の請求等

第8の規定により補聴器を購入した交付決定者は、西東京市中等度難聴児発達支

援補聴器購入費助成金請求書に支給券及び領収書を添えて、市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の額を確定し、当該交付決定者に助成金を交付する。

第10 代理受領

市長は、第8の規定により補聴器を購入した交付決定者が希望する場合は、当該交付決定者に代わって補聴器業者に助成金を代理受領させることができる。この場合において、交付決定者は、必要事項を記入の上代理受領に係る支払請求書兼委任状を当該補聴器業者を経由して、市長に提出するものとする。

- 2 代理受領を希望する交付決定者は、購入費用から第7第1項の規定により決定された助成金の額を減じた額を交付決定通知書に記載された補聴器業者に支払い、支給券を添付して、補聴器を購入するものとする。
- 3 支給券の提出を受けた補聴器業者は、助成金の代理受領に係る支払請求書兼委任状に当該支給券を添付して、市長に請求するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは助成金の額を確定し、当該補聴器業者に助成金を交付する。

第11 助成金交付の取消し等

市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽り又は不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 補聴器を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。

(3) その他助成金の交付が不適當であると市長が認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合であって、既に助成金を交付しているときは、当該助成金の全部又は一部の返還を交付決定者に求めるものとする。

第12 購入機器の売却等の禁止

交付決定者は、助成金の交付により購入した補聴器について、第三者に売却又は貸与をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第13 その他

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3、第5、第7関係）

補聴器の種類	1台あたりの基	基準価格に含まれるもの	耐用年数
--------	---------	-------------	------

	準価格		
高度難聴用ポケット型	137,000円	補聴器本体（電池を含む。）及びイヤホン	5年
高度難聴用耳かけ型			
重度難聴用ポケット型			
重度難聴用耳かけ型			
耳あな型 （レディメイド）			
耳あな型 （オーダーメイド）		補聴器本体（電池を含む。）	
骨導式 ポケット型		補聴器本体（電池を含む。） 骨導レシーバー及びヘッドバンド	
骨導式 眼鏡型		補聴器本体（電池を含む。）及び平面レンズ	